

は、その選定している評価の方法により計算した金額とするが、低価法を選定している場合にはその基礎となる原価法により計算した金額とする。

3 算式の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は1月とする。

### 十三 株式の取得価額の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止) (廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 2 節 株式の取得価額の特例</u></p> <p><u>(利益等の資本組入れと株式分割とが行われた場合の株式の取得価額)</u></p> <p><u>6-2-1 法人がその有する株式につき、商法第293条ノ2《利益の資本組入れ》の規定による利益の資本組入れ又は同法第293条ノ3《準備金の資本組入れ》の規定による準備金（利益積立金額に相当する金額に限る。）の資本組入れ（以下6-2-1において「利益等の資本組入れ」という。）と同法第218条《株式の分割》の規定による株式分割とが行われた場合には、利益等の資本組入れについては令第42条《利益積立金額の資本組入れの場合の株式の取得価額》の規定を、株式分割については令第40条第1項《株式の分割又は併合の場合の株式の取得価額》の規定をそれぞれ適用することに留意する。</u></p> <p><u>(注) この場合において、令第40条第1項に規定する旧株一株の従前の帳簿価額は、令第42条の規定の適用後の同条に規定する一株当たりの取得価額とすることに留意する。</u></p>
<p>(廃 止)</p>	<p><u>(無償減資があった場合の株式の取得価額)</u></p> <p><u>6-2-2 法人の有する株式（出資を含む。以下6-2-2において「旧株」という。）の一部がその旧株を発行した法人の無償による減資により消滅した場合には、その減資のあった日の属する事業年度以後の各事業年度における</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>令第34条第1項《有価証券の評価の方法》の規定による旧株の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧株1株当たりの帳簿価額は、旧株1株の従前の帳簿価額にその減資の直前においてその法人の有する旧株の数を乗じて計算した金額をその減資の直後においてその法人の有する旧株の数で除して計算した金額とし、かつ、その旧株は、同日において取得されたものとみなして取り扱う。</u></p> <p>(廃止) <u>《清算中の法人が継続した場合等の身代わり株式の評価》</u></p> <p><u>6-2-3 発行法人が残余財産の一部を分配した後に当該発行法人の株式を取得した場合においても、法第24条第2項第3号《解散法人の継続等によるみなし配当》の規定により配当等の額とみなされる金額があるときは、当該株式について令第43条第2項《解散法人の継続によるみなし配当がある場合の株式の取得価額》の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>《新株引受権を譲渡した場合等の原価》</u></p> <p><u>6-2-4 令第41条《増資により取得した株式の取得価額》の規定を適用する場合における令第47条《旧株1株の従前の帳簿価額》の「増資等があった時」は、新株の割当ての基準となった時によるのであるから、法人が株主の地位に基づき割当てを受けた新株引受権を譲渡した場合又は令第139条の9第1項各号《一株未滿の株式の処理の場合等の所得計算の特例》に掲げる1株未滿の株式若しくは失権株につき代わり金の交付を受けた場合には、次の算式により計算した金額を当該譲渡の対価に係る原価とし、又は法人の経理を条件として当該代わり金に係る原価とする。</u></p>

(算式)

$$\left( \frac{\text{旧株1株当たりの従前の帳簿価額}}{1 + \frac{\text{新株1株当たりの払込金額} + \frac{\text{資本又は出資に組み入れた利益積立金額}}{\text{新株の総数}} \times \frac{\text{旧株1株当たりの新株割当数}}{\text{新株1株当たりの払込金額}}} \right) \times \frac{\text{譲渡した新株引受権の数、1株未満の株式数又は失権株数}}{\text{新株1株当たりの払込金額}}$$

(注) 算式中の「1株未満の株式数」とは旧株数に旧株につき割り当てられた新株の割合を乗じて計算した数に1株に満たない端数がある場合のその端数(端株原簿に記載されなかったものに限る。)をいう。

十四 有価証券の評価の方法

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><b>第3節 有価証券の評価の方法</b></p> <p>(証券取引所の範囲)</p> <p><u>6-3-1 令第34条第1項《有価証券の評価の方法》に規定する証券取引所には、外国の法令に基づいて設立された証券取引所も含めるものとする。</u></p> <p>(評価の方法を選定する場合における上場有価証券とその他のものとの区分)</p> <p><u>6-3-1の2 有価証券について評価の方法を選定する場合における証券取引所に上場されている有価証券と上場されていない有価証券との区分については、次による。</u></p> <p>(1) <u>法人の有する株式のうち同一会社の発行するもので、旧株については上場されているが新株については旧株への併合がされるまでの間上場されていないものについては、その新株は上場されている株式とする。</u></p>
(廃止)	
(廃止)	